



住宅裏山土砂崩れの復旧対策工事を支援します

福知山市林地保全事業補助金

自治会が主体となり、台風第7号により崩壊した住宅裏山等の復旧・対策工事を行う場合に、市が工事費用の一部を支援します。

どのような工事が支援の対象となるの？

次の全てを満たす工事が支援の対象です。

- ①土砂崩れの現場に隣接する人家(公共施設を含む)に直接被害があるか、被害のおそれがあること。
- ②1か所の工事費用が、100万円以上であること。
- ③崩壊した土砂の撤去のみではなく、よう壁や植生シートなど土砂崩れの対策工事を実施すること。

補助金の額は？

補助金は100万円を上限として工事費の2分の1を補助します。

- [例] 工事費120万円 ▶ 補助金60万円 (1/2)
工事費250万円 ▶ 補助金100万円 (上限額)

申請から補助金をもらうまでの手続きは？

- ①工事見積書・図面、被災した状況が分かる写真、位置図をご準備ください。
- ②補助金交付申請書に①を添付し、自治会から市にご提出ください。
- ③市が内容を確認のうえ、交付決定通知をお送りします。
- ④工事に着手し、工事完成后、業者に工事費用をお支払ください。
- ⑤完成写真、工事に係る自治会への請求書及び領収書の写しを添付し、市に実績報告書をご提出ください。
- ⑥市が内容を確認のうえ、補助金額を確定し、補助金を交付します。

申請窓口[メールによる申請も可能です]

福知山市 農林業振興課 森林対策係

TEL : 0773-24-7081 FAX: 0773-23-6537

MAIL: noushin@city.fukuchiyama.lg.jp

市HP



よくあるご質問

補助金を工事完了前にもらうことはできる？

できません。補助金は、工事が完了し、工事代金をお支払いいただき、市に実績報告書を提出いただいた後に交付します。

土砂撤去の費用はどんな場合でも対象外？

よう壁や植生シートなど土砂崩れの対策工事を実施するために、崩落した土砂を撤去する必要がある場合は、土砂撤去を工事費用に含むことができます。

自治会で2か所以上工事を行うつもりだが・・・

1つの自治会につき複数回申請いただくことができます。支援の対象要件を満たす箇所が複数ある場合は、それぞれ市にご申請ください。

住宅や倉庫の修繕費用は対象になるのか？

この事業は崩壊した林地を保全するための事業です。崩壊した林地の復旧と次の災害に備える予防対策工事を支援するものであり、被災した住宅等の修繕は対象になりません。

自治会員から補助金を使いたいという相談があるが・・・

自治会としての取組であれば、個人住宅の裏山の林地保全についても支援の対象です。この場合、実際の工事費用の負担等は自治会と被災された自治会員さまとの間で取り決めていただきます。自治会名義でご申請いただきますので、見積書等関係書類につきましても自治会名義でご準備ください。

工事にすぐに着手したい

工事は補助金の申請を行い、市からの交付決定通知後、着手いただきます。ただし、災害の防止の観点から、申請後すぐに工事着手したい場合は、補助金の交付申請と併せて、事前着手届をご提出ください。その場合、市が内容を確認した結果、補助金の対象とならない可能性がございますことをご承知おきください。

